

# 兵庫県公報

令和2年4月27日 月曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 兵庫県税条例の一部を改正する条例（税務課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県税条例の一部を改正する条例（条例第21号）

地方税法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、個人の県民税、不動産取得税、自動車税等に係る規定について所要の整備を行うこととした。

## 条 例

兵庫県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和2年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県条例第21号

#### 兵庫県税条例の一部を改正する条例

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。  
附則第21条の6の2第2項中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。  
附則に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例）

第46条 知事は、法附則第59条第1項に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実がある場合において、納税者又は特別徴収義務者が特定日（同項に規定する特定日をいう。）までに納付し、又は納入すべき徴収金で同項各号に掲げるものの全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難であると認められるときは、当該徴収金の納期限内にされたこれらの者の申請（知事においてやむを得ない理由があると認める場合には、当該徴収金の納期限後にされた申請を含む。）に基づき、当該納期限から1年以内の期間（同項第2号に掲げる徴収金については、政令附則第36条第3項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間）を限り、当該徴収金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

2 前項の規定による徴収の猶予の申請をしようとする者は、政令附則第37条第1項各号に掲げる事項を記載した申請書に、同条第2項各号に掲げる書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。

3 第6条の3第7項から第9項までの規定は、第1項の規定による徴収の猶予並びに前項の規定による申請書の提出及び同項の規定により添付すべき書類について準用する。

4 第1項の規定による徴収の猶予は、第6条の2第3項に規定する徴収の猶予とみなして、第6条の4第1項及び第6条の6第1項の規定を適用する。

5 第1項の規定による徴収の猶予をした場合における第6条の2第1項の規定の適用については、同項中「場合」とあるのは、「場合（附則第46条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。）」とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第47条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第 号）第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第9条の4の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特

例)

第48条 耐震基準不適合既存住宅（第56条第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅をいう。以下この項において同じ。）を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（第59条の2第1項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）に係る契約を政令附則第38条に定める日までに締結している個人が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき法附則第62条第1項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第59条の2第1項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日から6月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第57条第1項並びに第59条の2第3項及び第4項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第57条第1項	1年6月以内、同項第2号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（第59条の2第1項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後6月以内の日まで、前条第3項第2号
	から6月以内	から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後6月以内の日まで
第59条の2第3項	6月以内	耐震改修の日後6月以内の日まで
第59条の2第4項	こと及び当該住宅の取得の日から6月以内に当該耐震改修が完了すること	こと

附 則

（施行期日）

- この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日から施行する。ただし、附則に3条を加える改正規定（附則第47条に係る部分に限る。）は、令和3年1月1日から施行する。  
（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に関する経過措置）
- この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）から2月を経過した日前に納付し、又は納入すべき徴収金に係るこの条例による改正後の兵庫県税条例（同項において「改正後の条例」という。）附則第46条第1項の規定の適用については、同項中「当該徴収金の納期限内」とあるのは「兵庫県税条例の一部を改正する条例（令和2年兵庫県条例第21号）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）から2月を経過する日まで」と、「当該徴収金の納期限後」とあるのは「施行日から2月を経過した日以後」とする。  
（新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例に関する経過措置）
- 施行日から令和2年12月31日までの間における改正後の条例附則第48条第1項の規定の適用については、同項中「附則第62条第1項」とあるのは、「附則第60条第1項」とする。